

2023 年度 健康保険・被扶養者調査

1. 調査の目的

調査時において被扶養者としての資格が維持されているかを確認させていただくことにより当健康保険組合の加入資格を失った方（本来、他の健康保険が負担すべき）の医療費を当方で負担することを回避し、適法・公正な認定によって健保財政の健全性を高めることを目的に厚生労働省の指導に基づいて実施します。

2. 実施方法

別途郵送する「健康保険被扶養者資格確認調査書」の所定の箇所にご記入・ご捺印の上、必要な証明書類等と一緒に配布時に同封する返送用封筒に入れて株式会社法研・コールセンター※に直接ご提出下さい。

※本年も昨年同様に本調査業務を株式会社法研（以下、法研）に委託して実施いたします

送 付	調査対象者	返 信
健康保険組合 	調査書記入・必要資料添付	 法研・コールセンター

認定対象者の年間収入の限度額については昨年度と同様に以下の通りです。

60歳未満：130万円未満	60歳以上：180万円未満	障害者の方：180万円未満
---------------	---------------	---------------

※被扶養者の方が自営業を営まれる場合、収入から控除できる経費は原則、原材料費や仕入費等の直接的な経費のみであり税法上で認められる事業所得を計算するための必要経費とは異なりますのでご注意ください

【スケジュール】

健保からの郵送物発送（ご案内文、調査書、他）	9月下旬にご自宅宛に郵送(特定記録便)します
法研・コールセンターへの提出	郵送するご案内文に明記した期日(10月20日)迄に届くよう同封の返送用封筒にて調査書と書類をご提出（返送）下さい

以上、ご多忙の折にお手数をおかけすることになりますが何卒よろしくお願い申し上げます。

ポーラ・オルビスグループ健康保険組合

pogkenpo@po-holdings.co.jp

お問い合わせ窓口（中西）

ご案内がお手元に届きましたら以降は、案内文に記載の法研・コールセンターにお問い合わせ下さい